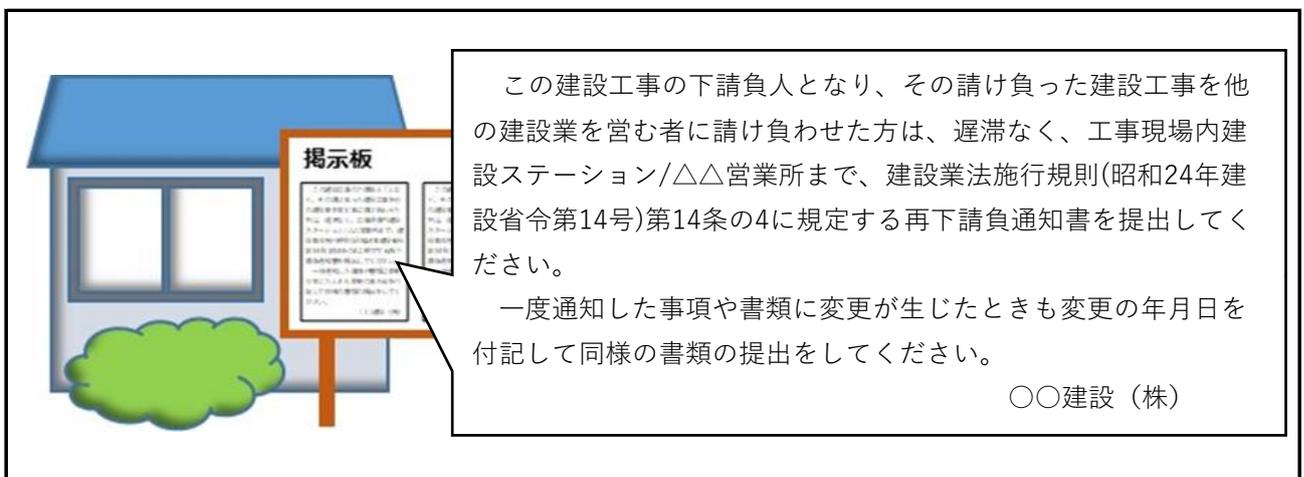


【記載例④】再下請通知の提出を求める旨の掲示

- ・ 工事関係者の見やすい場所（現場事務所）で再下請通知書の提出を求める旨の掲示をする。
- ・ 現場事務所が無い場合は工事現場（工事標識等）で掲示する（寸法：規定なし）。
- ・ 再下請負通知書の提出については、掲示とともに建設業者は、作成建設業者に該当することとなったときは、遅滞なく、その請け負った建設工事を請け負わせた下請負人に対し、施工体制台帳作成工事である旨を書面により通知する。

（建設業法施行規則第14条の3、建設業法第24条8、建設業法施行規則第14条の4）

< 掲示例：再下請負通知する旨の提示 >



下請負人となった皆様へ

再下請負通知する旨の通知（例）

今回、下請負人として貴社に施工を分担していただく建設工事については、建設業法（昭和24年法律第100号）第24条8第1項の規定により、施工体制台帳を作成しなければならないこととなっています。

この建設工事の下請負人（貴社）は、その請け負ったこの建設工事を他の建設業を営むもの（建設業を受けていない者を含みます。）に請け負わせたときは、

①建設業法第24条の8第2項の規定により、遅滞なく、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14条）第14条の4に規定する再下請負通知書を当社あてに次の場所まで提出しなければなりません。また、一度通知いただいた事項や書類に変更が生じたときも、遅滞なく、変更の年月日を付記して同様の通知書を提出しなければなりません。

②貴社が工事を請け負わせた建設業を営む者に対しても、この書面を複写し交付して、「もしさらに他の者に工事を請け負わせたときは、作成建設業者に対する①の通知書の提出と、その者に対するこの書面の写しの交付が必要である」旨を伝えなければなりません。

作成建設業者 〇〇建設(株)

再下請負通知書の提出場所 工事現場内建設ステーション/△△営業所